広島県選挙管理委員会告示第八十七号

とを合算して得た数は、次のとおりである。 の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数 十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうち八十万を超える数に八分 八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第

三八二、五八〇

令和七年十月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻

茂